

◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

国内の出張や旅行などにより、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、4月15日(月)～4月20日(土)です。投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めに選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

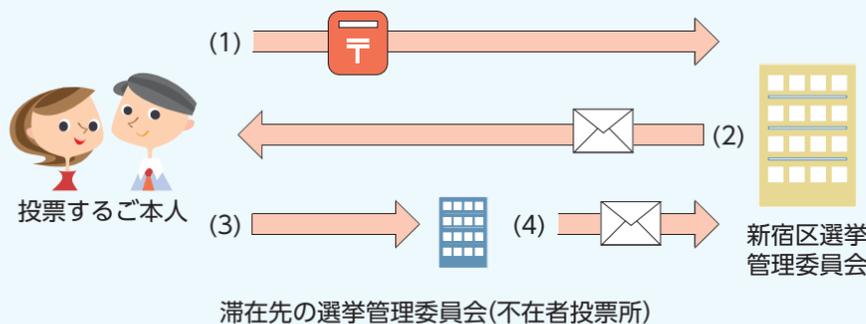
※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(4月15日(月)から19日(金)の午前8時30分から午後5時まで)でないと受付できません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。
(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の4月14日(日)以降に(15日(月)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
(3)滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
(4)投票用紙等は滞在先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(4月21日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成31年4月21日執行の新宿区議会議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成31年4月×日

- 1 氏名(ふりがな)
2 生年月日
3 新宿区での住所
4 投票用紙の送付先
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)



投票用紙の請求先
新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月17日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

Table with 3 columns: 手帳の種類等, 内容, 等級等. Rows include 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, and 介護保険被保険者証.

※請求期限(4月17日(水))を過ぎてからは新宿区議会議員選挙の投票用紙等の請求はできません。お早目に手続きしてください。

◆指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

Table listing designated hospitals and facilities in Shinjuku, such as 慶應義塾大学病院, 大久保病院, etc., and their corresponding facilities.

(平成31年3月1日現在)

◆身体の不自由な方には◆

- 代理投票
心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
○点字投票
目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。
○その他
すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
➡障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441
◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
➡介護保険課給付係 ☎(5273)4176・FAX(3209)6010
◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
➡地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、新宿区議会議員選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご活用ください。
アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



携帯電話用QRコード

◆投票・開票速報◆

開票は4月21日(日)午後8時45分から、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。
また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。

